

令和7年度 茨城県 工賃向上経営セミナー

## 就労支援事業所の運営に必要な視点

令和7年9月9日



# 株式会社インサイト 会社概要

- 会社名 株式会社インサイト (Insight Co., Ltd.)
- 所在地 〒550-0003  
大阪市西区京町堀1-8-31  
安田ビル204
- 電話番号 06-6449-5115
- 会社設立 2007 (H19)年9月
- 資本金 10百万円
- 代表取締役  
取締役 関原 深(せきはら ふかし)  
北野 喬士(きたの たかし)
- 従業員数 8名(客員含む)
- 取引金融機関 三菱UFJ銀行、池田泉州銀行、日本政策金融公庫



# 株式会社インサイト 事業内容

- 2007(H19)年9月創業:障害福祉分野に特化したコンサルティング
- ビジョン:障がいのある方・関わる方全てが幸せに暮らせる社会の創造

## <事業内容>

事業内容	事業概要	主要取引先
障害福祉経営 コンサルティング	<ul style="list-style-type: none"><li>・工賃向上・経営改善</li><li>・地域福祉経営</li><li>・ICT化支援</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・障害福祉事業所 (都道府県・市区町村 等) (社会福祉法人・NPO 等)</li></ul>
障害福祉に関する 調査研究・政策提言	<ul style="list-style-type: none"><li>・障害福祉に関する調査研究・ 政策提言</li><li>・地域福祉計画、障害者基本 計画策定</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・官公庁 (厚生労働省・農林水産省、 都道府県・市 等)</li></ul>

## 実績例(工賃向上・経営改善)

- 全国で事業所の現場を確認しながら工賃向上をサポート(件数:業界トップ)
  - 官公庁委託実績(工賃向上・経営改善):
    - 中央:厚生労働省、農林水産省
    - 都道府県:全41都道府県
    - 他市区町村 等

研修:5,090件  
コンサル:1,549件  
(R7.3迄実績)



- 厚労省・農水省(農福連携)を中心に、毎年調査研究と政策提言を実施

## <研究事業(厚労省・農水省)>

【R6:行政・A・B】

報告書  
・  
ガイド  
ライン

【R6:訪問】



【R6:選択】



【R6:農福】



【R4:利用者】

報告書

【R4:ICT】

報告書

【R4・5:農福】

報告書

【R2・3:A会計】



【R3:A型】

報告書

【R3:農福】



【R2:A型】



【R2:A型行政】



【R2:林・水福】



【H30:A型】



【H30:B型】



【H30・R元:ICT】



# コンサルタント・スタッフ紹介

関原 深(せきはら ふかし)  
(株)インサイト代表取締役  
プリンシバル



## 特徴:総合

専門:経営戦略、マーケティング、会計、  
事業計画

前職の(株)三和総合研究所(現:三菱UFJリサーチ&コンサルティング株)では 経営戦略部門に所属し、多様な業界・業態の東証一部上場企業から中堅・中小、国内外のベンチャー企業まで幅広くサポート。10年間で100案件以上のプロジェクトに携わる。

‘07年創業後は、障害者の「はたらく」を中心、障害福祉事業所・障害者雇用のコンサルティングや、厚生労働省等の障害者に係る政策提言支援・研究支援等を実施。

北野 喬士(きたの たかし)  
(株)インサイト取締役  
パートナー

(N)Re-Live理事長



## 特徴:現場

専門:障害福祉、作業アセスメント、  
営業戦略

学生の頃から障害者支援ボランティアとして業界に携わり、障害福祉業界で25年以上の経験を持つ。株式会社と・らいず(大阪市住之江区)では代表取締役として、移動支援・発達障がい・不登校支援事業を経営。

‘09年より株式会社インサイトのコンサルタントとして全国で障害福祉事業所向けの研修・コンサルティングを実施。

‘09年と・らいず、‘14年株式会社YEVISを後身に譲り、地元でNPO法人Re-Live(大阪府岬町)を設立、多機能(A型+B型)で民泊清掃、相談支援事業を実施。

高玉 要(たかたま かなめ)  
(株)インサイト  
チーフコンサルタント

スタイルボジャパン(合)代表



## 特徴:実業

専門:Webマーケティング、営業戦略、  
広告戦略、インバウンド戦略

Web制作会社から独立後、主に民間中小企業や社会福祉法人を対象に、認知・売上向上を目的としたコンサルティングを実施。

‘11年より株式会社インサイトのコンサルタントとして全国で障害福祉事業所向けの研修・コンサルティングを実施。

‘17年にホテル・民泊施設を支援するスタイルボジャパン(合)を設立し、障害福祉事業所に清掃事業等を委託することで工賃向上に寄与。休日はパーカッショニストとして、アフリカの太鼓「ジエンベ」でダウン症ドramaとの共演や、障がいのある子ども達と楽器づくり活動などを実施。

# コンサルタント・スタッフ紹介

芦川 英嗣(あしかわ ひでつぐ)  
(株)インサイト  
シニアコンサルタント

(社福)ゆうゆう



**特徴:元行政+現社福**  
**専門:行政計画(地域・障害・介護)、ICT**

法政大学法学部を卒業後、民間会社(情報機器系)に就職し、4年後に北海道石狩郡当別町役場へ。まちづくり・情報系を経て福祉課・財政課へ。地域福祉計画・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・財政運営計画策定を経験。

‘18年より地域福祉で全国的に有名な社会福祉法人ゆうゆうのプロジェクト推進部長として活動し、事務局・A型事業所も兼務。

‘20年より株式会社インサイトのコンサルタントとして厚生労働省の障害者に係る政策提言支援・研究支援をはじめ、地公体向けに地域福祉計画・障害福祉計画策定等を実施。

山口 健俊(やまぐち たけとし)  
(株)インサイト  
シニアコンサルタント

パフォーマンスボックスサンタナ代表



**特徴:元シンクタンク+現共同受注**  
**専門:営業戦略、新規事業創出**

三和総合研究所(現:三菱UFJリサーチ&コンサルティング)にて、環境・エネルギー政策、物流政策、製品安全などの各種政策立案・基礎調査などを多数実施。大阪大学発ベンチャーで経営企画を行った後、廃棄物の管理会社(イーコス)のスタートアップに参画し、後に代表取締役社長に就任。

‘12年に独立し、廃棄物・資源循環ビジネスを手がけるほか、業務改善コンサルティング、新規事業創出プロジェクトに関わる。’18年から茨城県共同受発注センターのコーディネーターに就任し、共同受注窓口としての営業指導、受注の仕組み作りに注力している。

大塚 翔太(おおつか しょうた)  
(株)インサイト  
リサーチアシスタント



**特徴:システム**  
**専門:ICT、オンライン化支援**

大阪工業大学工学部電子情報通信工学科を卒業後、物流会社に就職。その後、’15年からインサイトに合流。

持ち前のPC・ネットワークに関する基礎知識から、ソフト・プログラムを使いこなして、調査研究事業のリサーチアシスタント業務に携わり、大量のデータ処理・統計分析・報告書作成を正確無比にこなす。

現在は、リサーチアシスタント業務に加え、オンライン化支援(Zoom・Teams運営、システム・ヘルプデスク等)を担当。目まぐるしく変わる新システムへの対応を含め、オンライン化支援業務の中核を担う。

## 【目次】

### 1. 就労継続支援B型事業とは

- 就労継続支援B型事業の定義と現状
- R3、R6の報酬改定

### 2. 就労継続支援事業を運営していく為に必要な事

- 事業所運営に欠かせない月次PL
- 就労継続支援事業所運営の実態(事例)

### 3. 就労支援事業会計

- 必ず知っておくべき会計基準(知らないうちに指定基準違反になっている可能性も)

# 1. 就労継続支援B型事業とは

## 【目次】

### 1. 就労継続支援B型事業とは

- 就労継続支援B型事業の定義と現状
- R3、R6の報酬改定

### 2. 就労継続支援事業を運営していく為に必要な事

- 事業所運営に欠かせない月次PL
- 就労継続支援事業所運営の実態(事例)

### 3. 就労支援事業会計

- 必ず知っておくべき会計基準(知らないうちに指定基準違反になっている可能性も)

## 就労継続支援B型事業とは…

- B型＝訓練等給付：利用者に対して「就労の機会」を提供し、能力の向上の為に必要な訓練を実施した事に対して支払われる。

- 「日中活動の場」を提供することに対しての報酬ではない。
- 生活介護＝介護給付

- 利用者それぞれに対して支払われる一月当たりの工賃の平均額は三千円を下回ってはならない。

- 解釈1：事業所の工賃支払総額÷利用者人数 $\geq$ 3,000円
- 解釈2：利用者個人の工賃支払総額÷月数 $\geq$ 3,000円 ※全員分

資料：指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準  
第201条(工賃の支払等)より抜粋

## 【ご参考】就労継続支援B型、及びその他のサービス

- 就労継続支援B型 = 就労の機会提供 + 知識能力向上のための訓練
- 生活介護 = 日中活動 + ADL・QOLの向上
- 自立訓練(生活訓練) = ADL・QOLの向上

### ➤ 就労継続支援B型

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営む事ができるよう就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

### ➤ 生活介護事業

常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護・調理・洗濯・掃除等の家事、生活に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創造的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。

### ➤ 自立訓練(生活訓練)

知的障害または精神障害のある方に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等(含:就労のリズム)に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行う。

➤ 資料:「障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」より抜粋

# 利用者の自立した日常生活・社会生活とは？

● 1つの目安=年金+工賃でGHで暮らす事ができる=約10万円

➤ B型事業所の目指すべき状態(推奨)

障害基礎年金(2級:約64,000円)+工賃(約35,000円)

◆ GH入居時に係る費用=50,000~60,000円(例)

- ・食費 : 12,000円(朝・夕)
- ・家賃 : 30,000円(市町村より補助金あり)
- ・水光熱費: 5,000円
- ・自己負担額: 原則1割負担(低所得者に対しては減額)

◆ B型事業所利用に係る費用= ~10,000円(例)

- ・食費 : 8,000円(昼)
- ・自己負担額: 原則1割負担(低所得者に対しては減額)

◆ +自由に使う事ができるお金

# 1. 就労継続支援B型事業とは

## 【目次】

### 1. 就労継続支援B型事業とは

- 就労継続支援B型事業の定義と現状
- R3、R6の報酬改定

### 2. 就労継続支援事業を運営していく為に必要な事

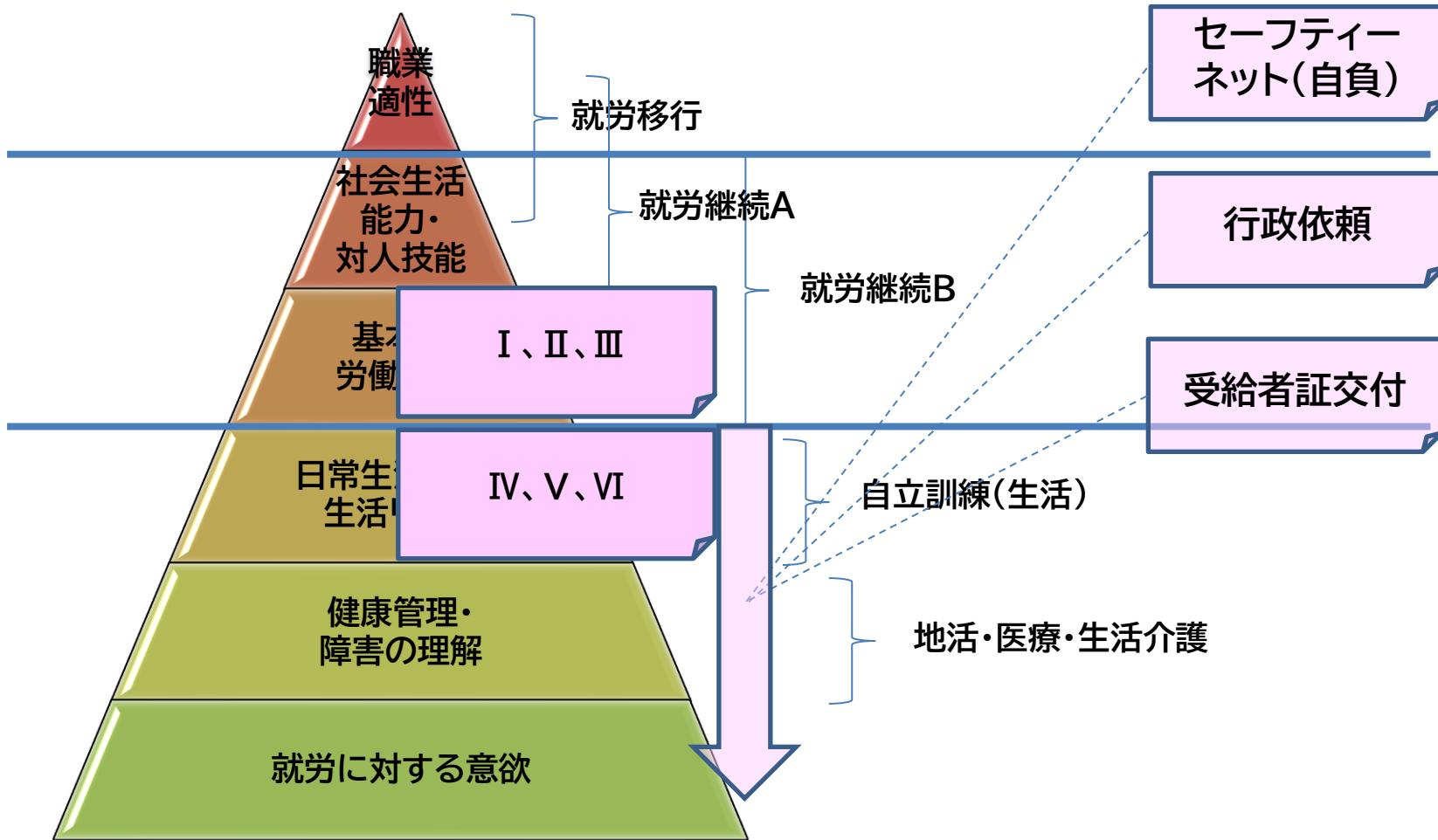
- 事業所運営に欠かせない月次PL
- 就労継続支援事業所運営の実態(事例)

### 3. 就労支援事業会計

- 必ず知っておくべき会計基準(知らないうちに指定基準違反になっている可能性も)

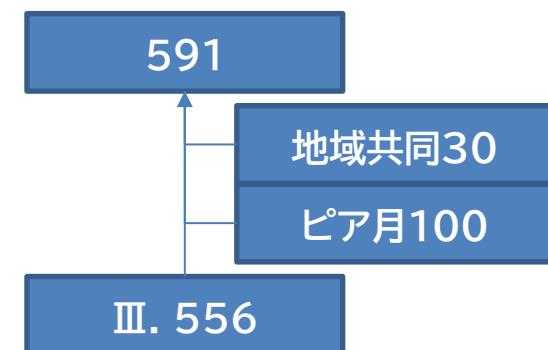
# 就労準備性と各事業の守備範囲

B型改定の背景



- どちらを選ばれましたか？

平均工賃	新報酬 (I. 7.5:1)	従来 (7.5:1)
45千円以上	702	649
35千円以上~45千円未満	672	624
30千円以上~35千円未満	657	
25千円以上~30千円未満	643	612
20千円以上~25千円未満	631	600
15千円以上~20千円未満	611	589
10千円以上~15千円未満	590	
10千円未満	566	574 ~565



<資料:厚生労働省(2021.2.4)より(株)インサイト加工>

# R6.4の改正事項(B型)

## 就労継続支援B型の工賃向上と効果的な取組の評価

### 平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し

- 平均工賃月額に応じた報酬体系について、平均工賃月額が高い区分の基本報酬の単価を引上げ、低い区分の単価を引下げる。
- 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系について、収支差率を踏まえた基本報酬の設定。
- 多様な利用者への対応を行う事業所について、さらなる手厚い人員配置ができるよう、新たに人員配置「6：1」の報酬体系を創設。

#### (1) 「平均工賃月額」に応じた報酬体系

平均工賃月額
4.5万円以上
3.5万円以上4.5万円未満
3万円以上3.5万円未満
2.5万円以上3万円未満
2万円以上2.5万円未満
1.5万円以上2万円未満
1万円以上1.5万円未満
1万円未満

高工賃の事業所  
を更に評価



基本報酬

従業員配置 6：1（新設） 定員20人以下の場合	
平均工賃月額	基本報酬
4.5万円以上	837単位/日
3.5万円以上4.5万円未満	805単位/日
3万円以上3.5万円未満	758単位/日
2.5万円以上3万円未満	738単位/日
2万円以上2.5万円未満	726単位/日
1.5万円以上2万円未満	703単位/日
1万円以上1.5万円未満	673単位/日
1万円未満	590単位/日



#### 【目標工賃達成加算】（新設）10単位/日

目標工賃達成指導員配置加算を算定している事業所が、工賃向上計画に基づき、工賃が実際に向上した場合の評価。

重度者支援体制加算（現行） 22～56単位/日

加算

#### (2) 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系

従業員配置 7.5：1 定員20人以下の場合	
定員	基本報酬
20人以下	556単位/日

従業員配置 6：1（新設） 定員20人以下の場合	
定員	基本報酬
20人以下	584単位/日



ピアサポート実施加算（現行） 100単位/月

地域協働加算（現行） 30単位/日

重度者支援体制加算（現行） 22～56単位/日

#### 【短時間利用減算】（新設）所定単位数の70%算定

利用時間が4時間未満の利用者が全体の5割以上である場合（個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した場合、又は短時間利用となるやむを得ない理由がある場合は利用者数の割合の算定から除外）

### 平均工賃月額の算定方法の見直し

- 障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入する。

【現行】

- 前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。  
ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出  
イ 前年度に支払った工賃総額を算出  
ウ 工賃総額（イ）÷工賃支払対象者の総数（ア）により1人当たり平均工賃月額を算出  
※ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

【見直し後】

#### 【新算定式】

年間工賃支払総額 ÷ (年間延べ利用者数 ÷ 年間開所日数) ÷ 12月

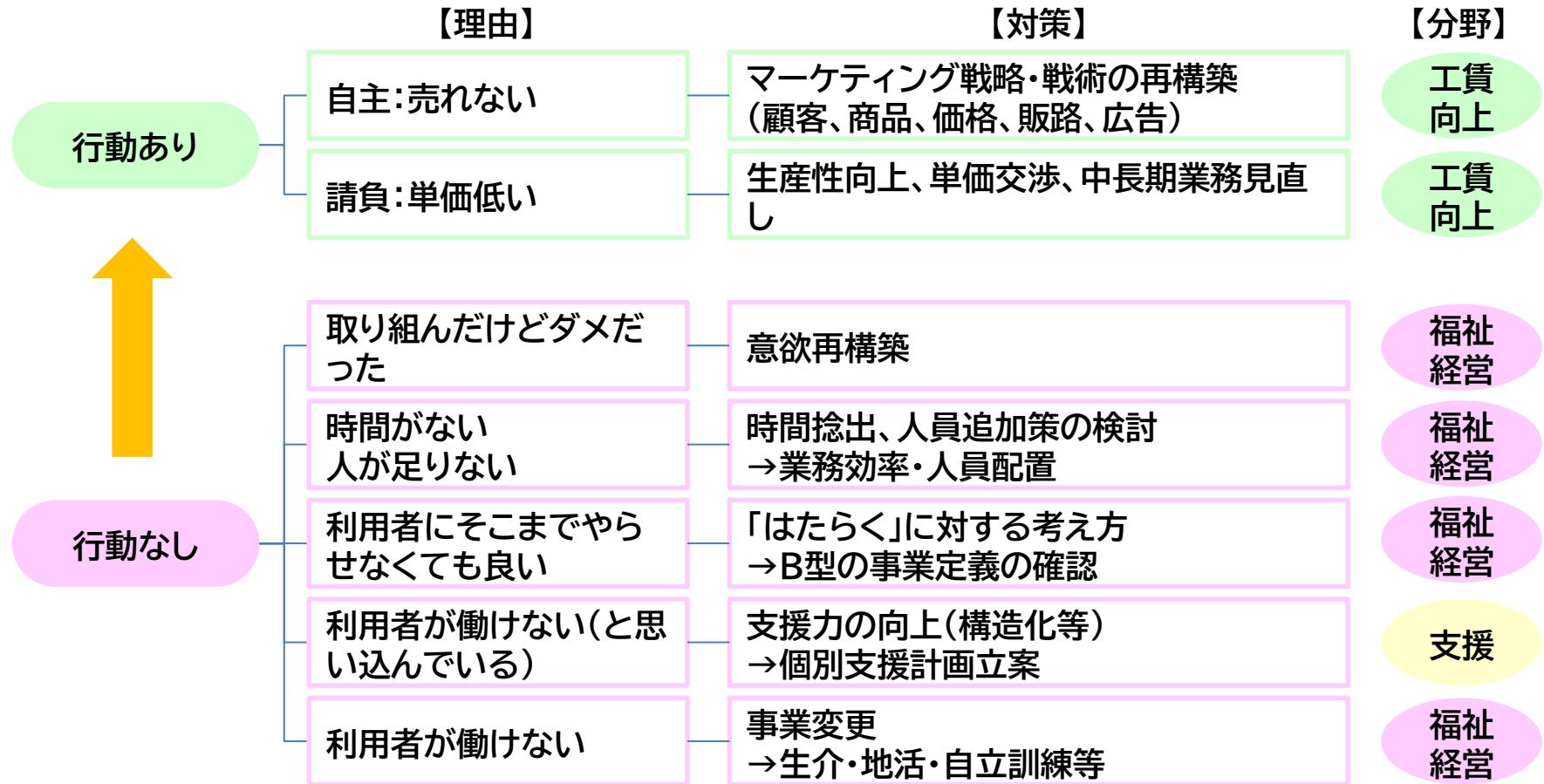
※ 上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止

31

<資料：「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容」(R6.2.6)>

# 賃金・工賃が上がらない事業所の理由と対策

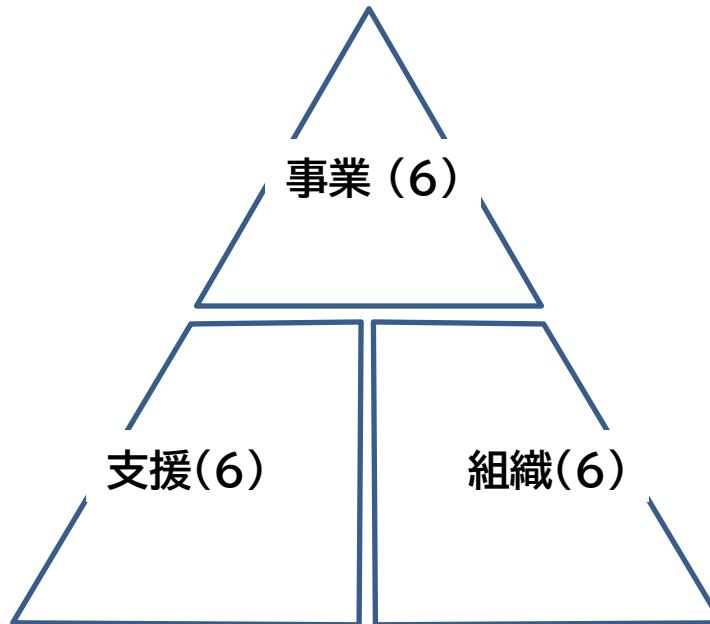
- 行動していない事業所の対策は「福祉経営」か「支援」の話
- 結果的に「行動している」か「行動していない」かの違い



## 現状を示す3つの切り口

- 事業:生産活動の収支に係る項目
- 支援:支援に係る項目
- 組織:組織に係る項目

### 【3つの切り口(18項目)】



# 現状項目(18)

- 事業の現状:生産活動の収支に係る項目
- 支援の現状:支援に係る項目
- 組織の現状:組織に係る項目

## 【現状項目(18)】

No	事業の現状
1	収支改善(②、③、⑦)
2	売上拡大(④、⑤)
3	新規事業(⑥)
4	目標設定(BEP)
5	事業計画立案・実行
6	支援策活用

No	支援の現状
7	生産性向上(①)
8	利用者能力開発(個別支援計画・訓練)
9	環境整備(治具) 工程・レイアウト改善
10	支援の効率化(マニュアル作成)
11	障害特性理解
12	利用者のモチベーション向上(含出席率)

No	組織の現状
13	理念・方針の浸透(職員間の考え方の調和)
14	目標達成の工夫・調整
15	会議設計・効率化
16	事務の効率化
17	職員育成・採用
18	職員のモチベーション向上

※(括弧)は7つの戦略に該当

# 就労継続支援事業所を運営していく為に必要な事

## 【目次】

### 1. 就労継続支援B型事業とは

- 就労継続支援B型事業の定義と現状
- R3、R6の報酬改定

### 2. 就労継続支援事業を運営していく為に必要な事

- 事業所運営に欠かせない月次PL
- 就労継続支援事業所運営の実態(事例)

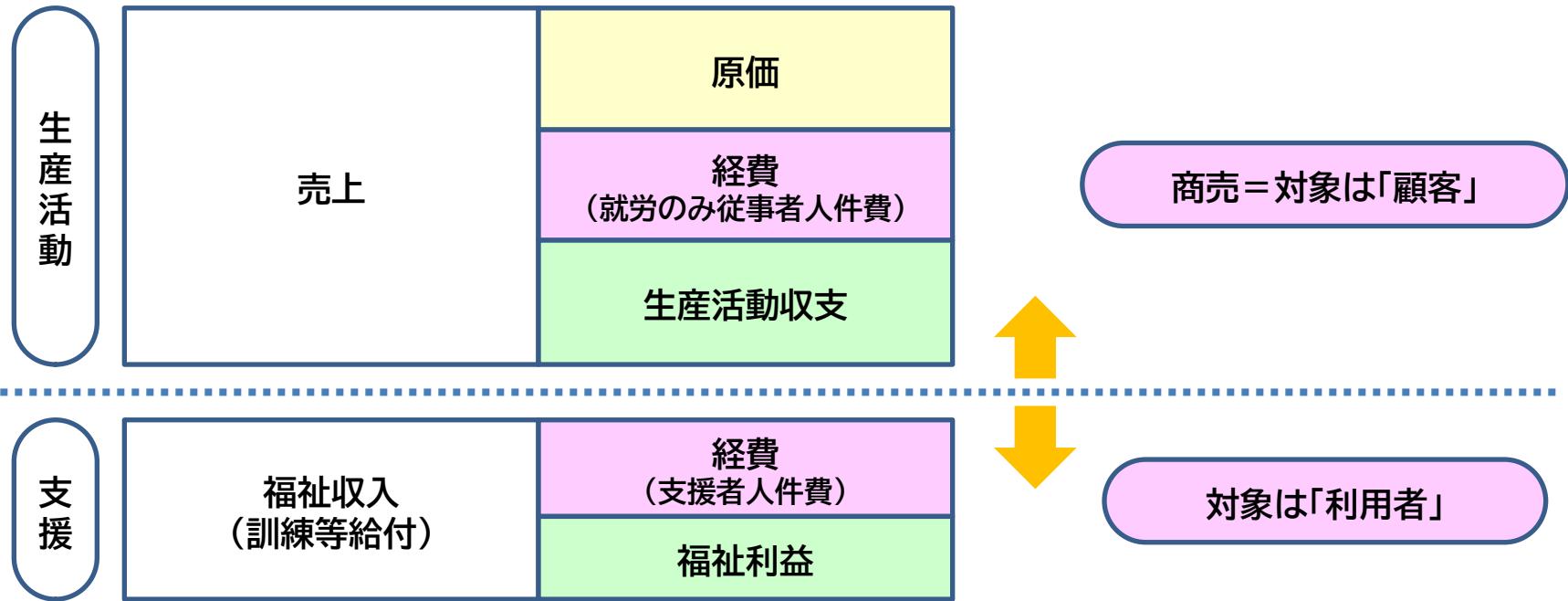
### 3. 就労支援事業会計

- 必ず知っておくべき会計基準(知らないうちに指定基準違反になっている可能性も)

# 1. 会計の基本:「2つ」の会計 ~就労会計と福祉会計~

- 商売(就労会計)は「顧客(消費者・発注者)に喜んでもらってお金をいただく」
- 支援(福祉会計)は「利用者への訓練を行って(国から)お金をいただく」
- 按分ルールを把握しておくこと

## 【B型の収支構造】



# 生産活動収入の月次PL管理

- 就労会計で得た生産活動収支→工賃として分配する、という考え方
- 収支構造の違う生産活動を分けて管理しないとわからない

【パン製造:6人】



【タオル折り:7人】



10,000円／人

9,000円／人

9,000円／人

【農業:7人】



生産活動収支  
【総計:20人】

科目	金額
売上高	72万円
原価	21万円
粗利益	51万円
経費	32.4万円
生産活動収支	18.6万円
支払可能工賃	9,300円／人

# 就労継続支援事業所を運営していく為に必要な事

## 【目次】

### 1. 就労継続支援B型事業とは

- 就労継続支援B型事業の定義と現状
- R3、R6の報酬改定

### 2. 就労継続支援事業を運営していく為に必要な事

- 事業所運営に欠かせない月次PL
- 就労継続支援事業所運営の実態(事例)

### 3. 就労支援事業会計

- 必ず知っておくべき会計基準(知らないうちに指定基準違反になっている可能性も)

# 就労継続支援事業所運営の実態(NPO法人Re-Liveの取組み)

## 基本情報

名称	いにしき
住所	大阪府泉南郡岬町淡輪800-3
事業形態	A型(10名) + B型(10名)
利用者数	A型(6名) + B型(9名)
職員数	常勤職員4名 + 非常勤職員4名
開所状況	365日開所
R6平均賃金・工賃	117,953円 ・ 55,280円
R6生産活動売上	宿泊施設清掃:8,978,698円 病院清掃:2,708,942円 その他:214,931円 計:11,902,571円

# いにしきの生産活動

- ステイザ大阪の清掃・ベッドメイク業務 ※宿泊率90%以上



- ステイザ関西空港の清掃・ベッドメイク業務 ※宿泊率90%以上



## いにしきの生産活動

- わかやま労災病院の医療廃棄物回収・宿直室清掃・ベッドメイク業務  
※土日祝日のみ実施



# 生産活動の月次PL管理

- 1回/月の運営会議で生産活動売上を管理(会議出席者 理事長・施設長・主任)  
①前月国保連請求額 ②前月生産活動収支 ③当月生産活動予測  
④ケースの状況 ⑤職員の状況

テーマ	内容		決定事項・todo
生産活動会議からの報告（6月分）	6月確定分		
請負請求関連			
ニラ（+）		0	受注可能な状態になっているが民泊清掃の予約状況との兼ね合いで保留中
民泊（+）	976,321		
此花（+）	74,416		
はっぴいプラザ（-）	28,664	792,368	
労災病院清掃（+）	146,965	146,965	
草刈り外注（+）		0	
緑ヶ丘住宅管理（+）	24,693	24,693	
6/25A型工賃（-）	756,345	756,345	
6/25B型工賃（-）	386,542	236,318	
民泊備品経費（-）	61,982		
駐車場（-）	11,385		
高速代（-）	11,700		
乾燥機（-）	200		
その他経費（-）	7,379		
ガソリン（-）	48,775		
民泊追加料金（+）	0	0	
収入総額	1,222,395		
支出総額	1,312,972		
生産活動収支総額	月間収支	-90,577	
	年間収支	-53,762	

# 生産活動の月次PL管理

- 2回/月の全職員MTで生産活動状況の進捗確認(会議出席者 全職員)
  - ①ケースの状況
  - ②生産活動予定
  - ③前月生産活動収支

2024年度生産活動収支

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
民泊	809,887	691,048	693,067	766,159	872,244	601,377	716,380	669,477	795,173	750,824	759,679	853,383	8,978,698
労災	146,964	163,020	222,508	230,367	222,508	257,572	235,273	251,944	257,572	244,808	237,226	239,180	2,708,942
その他	18,642	19,599	21,150	20,336	19,390	17,624	16,365	16,365	16,365	16,365	16,365	16,365	214,931
生産活動収入	975,493	873,667	936,725	1,016,862	1,114,142	876,573	968,018	937,786	1,069,110	1,011,997	1,013,270	1,108,928	11,902,571
経費	74,523	67,007	81,835	84,738	97,326	82,461	75,733	77,733	75,068	77,189	83,762	88,002	965,377
生産活動収支	900,970	806,660	854,890	932,124	1,016,816	794,112	892,285	860,053	994,042	934,808	929,508	1,020,926	10,937,194
給与・工賃	809,690	737,488	855,386	889,183	832,264	822,763	916,382	892,637	958,310	976,433	921,205	978,833	10,590,574
A型給与	535,689	467,674	602,825	596,719	572,784	578,317	650,912	647,381	716,878	757,088	701,705	739,361	7,567,333
B型工賃	274,001	269,814	252,561	292,464	259,480	244,446	265,470	245,256	241,432	219,345	219,500	239,472	3,023,241
収支	91,280	69,172	-496	42,941	184,552	-28,651	-24,097	-32,584	35,732	-41,625	8,303	42,093	346,620
A収入	682,845	611,567	655,708	711,803	779,899	613,601	677,613	656,450	748,377	708,398	709,289	776,250	8,331,800
A経費	52,166	46,905	57,285	59,317	68,128	57,723	53,013	54,413	52,548	54,032	58,633	61,601	675,764
B収入	292,648	262,100	281,018	305,059	334,243	262,972	290,405	281,336	320,733	303,599	303,981	332,678	3,570,771
b経費	22,357	20,102	24,551	25,421	29,198	24,738	22,720	23,320	22,520	23,157	25,129	26,401	289,613
1													
A型生産活動収支(70%)	630,679	564,662	598,423	652,487	711,771	555,878	624,600	602,037	695,829	654,366	650,656	714,648	7,656,036
B型生産活動収支(30%)	270,291	241,998	256,467	279,637	305,045	238,234	267,686	258,016	298,213	280,442	278,852	306,278	3,281,158

# 就労継続支援事業所を運営していく為に必要な事

## 【目次】

### 1. 就労継続支援B型事業とは

- 就労継続支援B型事業の定義と現状
- R3、R6の報酬改定

### 2. 就労継続支援事業を運営していく為に必要な事

- 事業所運営に欠かせない月次PL
- 就労継続支援事業所運営の実態(事例)

### 3. 就労支援事業会計

- 必ず知っておくべき会計基準(知らないうちに指定基準違反になっている可能性も)

# 就労支援事業会計とは

- 就労支援事業所の指定を受けている=就労支援会計基準に則って会計処理が必須

就労支援事業は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「指定基準」という。）において、指定事業所等ごとに経理を区分することが求められています。

さらに、指定基準（解釈通知※を含む）において、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を賃金・工賃として利用者へ支払われなければならないとされています。（各事業ごとの詳細はp.20を参照のこと）

適正な利用者賃金・工賃を算出するためには、生産活動における適切な原価管理を行う必要があることから、就労支援事業における会計について、社会福祉法人は社会福祉法人会計基準、社会福祉法人以外の法人は就労支援事業会計処理基準の定めるところにより、会計処理を行うこととされています。

＜資料：「令和6年度障害者総合福祉推進事業 就労支援事業会計の運用ガイドライン」より抜粋＞

# 就労支援事業所で作成が義務づけられている会計書類

就労支援事業を行う社会福祉法人以外の法人は、就労支援事業会計処理基準により次の書類を作成することが義務付けられており、指定権者より求めがあった場合には提出が必要です。なお、各法人で準拠すべき会計基準により作成することとされている計算書類（法人全体の貸借対照表や損益計算書等）に加えて作成する必要があることに留意してください。

書類の名称 (*1)	書類の概要	対象法人
就労支援事業事業活動計算書 (別紙1)	就労支援事業全体の計算書	全ての法人 が作成
就労支援事業事業活動内訳表 (別紙2)	指定事業所ごとの損益の内訳表	複数の指定事業所を運営する法人 のみ作成
就労支援事業別事業活動明細書 (表1) ※多機能型事業所の場合:(表5)	1つの指定事業所の生産活動に係る計算書	全ての法人が指定 事業所ごとに作成
就労支援事業製造原価明細書 (表2) ※多機能型事業所の場合:(表 6)	1つの指定事業所の生産活動に係る製造業務 に係る費用の明細書	全ての法人が 「表2 + 表3」又 は「表4」のい ずれかを指定事 業所ごとに作成 (*2)
就労支援事業販管費明細書 (表3) ※多機能型事業所の場合:(表7)	1つの指定事業所の生産活動に係る販売業務 に係る費用の明細書	
就労支援事業明細書 (表4) ※多機能型事業所の場合:(表8)	1つの指定事業所の生産活動に係る費用の明 細書	
その他の積立金明細表 (別紙3) (*3)	積立金の増加及び減少状況を示す明細表	積立金を計上して いる全ての法人が 作成
その他の積立資産明細表 (別紙4) (*3)	積立金に対応する積立資産の増加及び減少状 況を示す明細表	積立資産を計上して いる全ての法人 が作成

<資料:「令和6年度障害者総合福祉推進事業 就労支援事業会計の運用ガイドライン」より抜粋>

# 就労支援事業会計における利用者への賃金・工賃の分配

## ● 生産活動収入－生産活動に係る経費＝利用者に支払う賃金・工賃

利用者への賃金及び工賃に関しては、各事業の指定基準及び解釈通知において次のように定められています。

事 業	内 容
就労継続支援 A 型	<p>(指定基準第 192 条)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。</u></li><li>・ <u>賃金の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。</u>ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。 (解釈通知第11の3(4))</li><li>・ <u>指定就労継続支援A型事業については、原則として余剰金は発生しない</u> (以下省略)</li></ul>
就労継続支援 B 型	<p>(指定基準第 201 条)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。</u></li></ul>
就労移行支援	<p>(指定基準第 85 条、第 184 条)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。</u></li></ul>
生活介護	

＜資料：「令和6年度障害者総合福祉推進事業 就労支援事業会計の運用ガイドライン」より抜粋＞

# 就労支援事業会計の理解・遵守は運営していく上で必須



<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001006157.pdf>